

Read me **番号法・マイナンバー規定編** 2015.6

番号法の施行にあたり政府のガイドラインが出ています。その概要を以下に述べます。

なお、番号法・マイナンバーに関しましては「概要」、「対策編」と併せてご覧くださいますようお願いいたします

★社内保護措置（ガイドライン）では、①基本方針の策定、②取扱規程等の策定、③安全管理措置 a 組織的、b 人的、c 物理的、d 技術的の6種類に関する安全管理措置、取得、利用、提供、廃棄、罰則に関して挙げられています。

- (1) 基本方針の策定
- (2) 取扱規程等の策定
- (3) 組織的安全管理措置 組織・体制の確立、管理方法の見直し、取扱規程による運用など
- (4) 人的安全管理措置 担当者の監督・教育など
- (5) 物理的安全管理措置 電子媒体（PCなど）の管理、盗難・漏えい防止など
- (6) 技術的安全管理措置 ID・Pass 認証、不正アクセス防止、情報漏えい防止など
- (7) 就業規則の変更
- (8) 利用目的の表示

中小事業者とは

事業者のうち、従業員の数が100人以下の事業者で、次に掲げる事業者を除く事業者

- ・個人番号利用事務実施者
- ・委託に基づいて個人番号関係事務または個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・金融分野の事業者
- ・個人情報取扱事業者（個人情報保護法第2条第3項において、「個人情報データベースなどを事業の用に供している者」と定義されています。また、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報のことで、氏名、生年月日などのデータによって特定の個人を識別できる情報を指しています。なお、保有する個人情報の合計件数が5,000件を超えない小規模事業者については、個人情報取扱事業者から除外されています。）

就業規則規定例

定義 特定個人情報

個人情報

服務規律

制裁

誓約書

他の項目もホームページに掲載してあります。ご質問、ご相談は事務局までお願いします。